こうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁									
(七)	せっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）―二〇〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ＧＮＦ四〇 ＳＦ四五 ＷＳＮ ＤＴＳＮ	―	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	一				
(八)	シージングボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇五（繊維板）―一九九四に規定するシージングボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ＳＮ四〇	―	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	一				
(九)	(一)から(八)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(八)までのそれぞれの種類	(一)から(八)までのそれぞれの本数	(一)から(八)までのそれぞれの間隔	(一)から(八)までのそれぞれの数値と(一)から(八)までのそれぞれの数値との和（五を超えるときは、五）				
(十)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	ＣＮ六五 ＣＮＺ六五	下枠、たて枠及び上枠二本	―	○・五				
		ＢＮ六五	下枠、たて枠及び上枠三本						

(六)	せっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）―二〇〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシージングボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇五（繊維板）―一九九四に規定するシージングボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁								
(新設)									
(七)	(一)から(六)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(六)までのそれぞれの数値と(一)から(六)までのそれぞれの数値との和（五を超えるときは、五）							
(八)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	○・五							